

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	介護保険資格管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

土浦市は、介護保険資格管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

土浦市長

公表日

令和3年11月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険資格管理事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき介護保険業務を実施している。</p> <p>①住民票に基づく被保険者の異動等及び年齢到達による資格の取得、喪失を管理している。</p> <p>②世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し保険料を賦課している。</p> <p>③要支援・要介護認定申請に応じて諸要件を調査し要支援・要介護認定をしている。</p> <p>④世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し自己負担を決定している。また、給付された実績の管理をしている。</p> <p>⑤決定した保険料の徴収方法を管理し、期割を行う。</p> <p>⑥普通徴収者に対して納付方法の選択(窓口、口座、コンビニ)ができるように環境整備をしている。</p> <p>⑦納付データの消込処理を行い、未納状況を管理している。</p> <p>⑧未納者に対して督促状を発行し、更なる未納者には催告等の滞納事務を行っている。</p>
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、年金集約システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 介護資格ファイル 2. 介護保険料ファイル 3. 特別徴収ファイル 4. 介護認定ファイル 5. 介護補足給付ファイル 6. 介護負担区分ファイル 7. 給付実績ファイル 8. 収納情報ファイル 9. 滞納情報ファイル 10. 口座情報ファイル 11. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の68の項(別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条第1項第1号から第14号及び同条第2項) 番号法第9条第2項の条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <p>番号法第19条第8号 別表第2 93の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第46条第1項第1号から第7号)、94の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第47条第1項第1号から第23号)</p> <p>【情報提供】</p> <p>番号法第19条第8号 別表第2 1の項、2の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第2条第1項第2号、第3号及び第8号)、3の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第3条第1項第4号ロ及び第9号ハ)、5の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第5条第1項第2号)、6の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第6条第1項第1号イ及び第5号ロ)、8の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第7条第1項第3号ニ)、11の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第10条第1項第3号ニ)、17の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第12の3条第1項第3号)、22の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第15条第1項第3号)、26の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1項第1号レ及び第2号から第6号)、30の項、33の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第22条の2第1項第3号ロ)、39の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2第1項第1号、第3号ハ及び第7号イ)、42の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第25条第1項第3号ハ)、43の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第25条の2第1項第7号)、46の項、56の2の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第30条第1項第9号)、58の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第31条の2第1項第2号、第4号ハ及び第8号イ)、61の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第32条第1項第1号ニ、第2号ニ及び第3号)、62の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第33条第1項第6号)、80の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第43条第1項第3号ハ)、87の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1項第1号レ及び第2号から第6号)、90の項、93の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第46条第1項第1号から第7号)、94の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第47条第1項第1号から第23号)、95の項、97の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第48条第1項第1号から第3号)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 高齢福祉課
②所属長の役職名	高齢福祉課長
6. 他の評価実施機関	



7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	土浦市 総務部 総務課 茨城県土浦市大和町9-1 029-826-1111
-----	---------------------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	土浦市 保健福祉部 高齢福祉課 茨城県土浦市大和町9-1 029-826-1111
-----	-------------------------------------------------

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年2月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年2月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月24日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求諸或先	茨城県土浦市下高津1-20-35	茨城県土浦市大和町9-1	事後	請求先住所の変更によるもので重要な変更には当たらない
平成27年9月24日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	茨城県土浦市下高津1-20-35	茨城県土浦市大和町9-1	事後	連絡先住所の変更によるもので重要な変更には当たらない
平成27年11月13日	個人番号の利用 法令上の根拠		別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条、番号法第9条第2項に基づく条例	事後	主務省令の改正によるもので重要な変更には当たらない
平成27年11月13日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠		別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第46、47、2、3、6、19、25、30、32、33、43、44、	事後	主務省令の改正によるもので重要な変更には当たらない
平成29年4月3日	評価実施機関における担当部署	高齢福祉課長 中野 雅章	高齢福祉課長 佐野 善則	事後	所属長の変更によるもので重要な変更には当たらない
令和1年6月30日	評価実施機関における担当部署	高齢福祉課長 佐野 善則	高齢福祉課長	事後	表記の変更によるもので重要な変更には当たらない
令和1年6月30日	IV リスク対策		新様式への変更に伴う項目の追加	事後	
令和3年2月15日	個人番号の利用 法令上の根拠	別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条、番号法第9条第2項に基づく条例	番号法第9条第1項 別表第1の68の項(別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条第1項第1号から第14号及び同条第2項)番号法第9条第2項の条例	事後	主務省令の改正によるもので重要な変更には当たらない
令和3年2月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第2 93の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第46条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号)、94の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第47条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号) 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2 1の項、2の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第2条第1号及び第5号)、3の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第3条第1号及び第5号)、4の項、6の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第6条第1号及び第4号)、26の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号)、30の項、33の項、39の項、42の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第25条第3号)、46の項、56の2の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第30条)、58の項、61の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第32条第1号、第2号及び第3号)、62の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第33条)、80の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第43条第3号)、83の項、87の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号)、90の項、94の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第47条第6号、第8号及び第9号)、95の項、117の項	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第2 93の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第46条第1号から第7号)、94の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第47条第1項第1号から第23号) 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2 1の項、2の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第2条第1項第2号、第3号及び第8号)、3の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第3条第1項第4号口及び第9号ハ)、5の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第5条第1項第2号)、6の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第6条第1項第1号イ及び第5号口)、8の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第7条第1項第3号二)、11の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第10条第1項第3号二)、17の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第12の3条第1項第3号)、22の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第15条第1項第3号)、26の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1項第1号し及び第2号から第6号)、30の項、33の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第22条の2第1項第3号口)、39の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2第1項第1号、第3号ハ及び第7号イ)、42の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第25条第1項第3号ハ)、43の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第25条の2第1項第7号)、46の項、56の2の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第30条第1項第9号)、58の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第31条の2第1項第2号、	事後	主務省令の改正によるもので重要な変更には当たらない
令和3年2月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第2 93の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第46条第1項第1号から第7号)、94の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第47条第1項第1号から第23号) 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2 1の項、2の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第2条第1項第2号、第3号及び第8号)、3の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第3条第1項第4号口及び第9号ハ)、5の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第5条第1項第2号)、6の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第6条第1項第1号イ及び第5号口)、8の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第7条第1項第3号二)、11の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第10条第1項第3号二)、17の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第12の3条第1項第3号)、22の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第15条第1項第3号)、26の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1項第1号し及び第2号から第6号)、30の項、33の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第22条の2第1項第3号口)、39の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2第1項第1号、第3号ハ及び第7号イ)、42の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第25条第1項第3号ハ)、43の項(別表第2の主務省令で	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2 93の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第46条第1項第1号から第7号)、94の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第47条第1項第1号から第23号) 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2 1の項、2の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第2条第1項第2号、第3号及び第8号)、3の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第3条第1項第4号口及び第9号ハ)、5の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第5条第1項第2号)、6の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第6条第1項第1号イ及び第5号口)、8の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第7条第1項第3号二)、11の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第10条第1項第3号二)、17の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第12の3条第1項第3号)、22の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第15条第1項第3号)、26の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1項第1号し及び第2号から第6号)、30の項、33の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第22条の2第1項第3号口)、39の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2第1項第1号、第3号ハ及び第7号イ)、42の項(別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第25条第1項第3号ハ)、43の項(別表第2の主務省令で	事後	法の改正によるもので重要な変更には当たらない